

伊上海浜公園オートキャンプ場指定管理者選定基準

1 基本方針

指定管理者には効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるのであり、幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、指定管理者候補の選定に当たっては、市の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、管理運営能力を総合的に評価することとする。

2 審査書類

審査は市に提出された指定管理者指定申請書及び事業計画書その他関係書類（以下「申告書等」という。）に基づき行う。

3 審査方法

長門市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめ定める審査基準に従って、提案審査（確認審査及び実質審査）を行う。

なお、審査の過程においてプレゼンテーションを実施する。

（１）提案審査

ア 確認審査

確認審査は、応募者が応募資格を満たしていることを確認する。

イ 実質審査

実質審査は、委員会において、事業計画及び管理運営計画の審査を行う。

なお、事業計画及び管理運営計画の審査を行い、委員会が指定管理者として適当と判断できなかった場合は、失格とする。

4 指定管理者審査基準

実質審査の審査基準は次のとおりとします。

実質審査の指定管理者審査基準表

審査基準	審査の項目	採点/配点
施設の設置目的を達成するにふさわしいものであること、また、施設の効用を最大限発揮するものであること	・ 設置目的との適合性	/10
	・ 利用者サービスの向上のための取組み内容 ・ 利用促進対策、新規、魅力的な提案の有無 ・ 利用者の意見や要望に対する取組み内容	/20
	・ 自主事業その他の提案の内容 ・ 地域との連携、他施設との連携	/40
管理を安定して行う人的、物的能力を有するものであること、また、適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること	・ 人的能力（管理運営組織・人員配置・研修体制）の内容 ・ 物的能力（緊急時の対応、保険への加入）の内容 ・ 個人情報の適切な措置の有無	/10
	・ 申請者の業務実績（同種の施設の管理運営実績）	/10
	・ 申請者の安定性、信用性（財務状況等） ・ 収支計画の内容、適格性 ・ 施設の管理経費縮減のための取組	/10
合 計		/100

5 失格事項

提出された申請書等について、次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

- （１）申請書等に虚偽の記載等があった場合
- （２）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （３）募集要項等に明らかに違反すると認められる場合

6 選定結果の通知及び公表

市は、委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を選考する。

選考結果については、応募者に対し文書で通知するとともに、告示等で公表する。なお、審査状況等に関する電話等による問い合わせには応じない。